

屋外広告物許可申請等の手続きがオンラインでできます

来庁・郵送不要

ペーパーレス化

手続き期間の短縮

令和5年4月からあいち電子申請・届出システムを利用して、屋外広告物許可申請（新規、更新、変更・改造）、屋外広告物除却届、特例屋外広告業届出（新規、更新、変更）がオンラインでできるようになりました。

パソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも利用できます。
書類の印刷が不要で、データの入力・添付で申請できます。
手数料の納付もオンライン決済でき、入金確認がスムーズなため、
許可書を短期間で発行することができます。
是非ご利用ください！

～手続きのイメージ～

STEP 1



ホームページ内の
専用フォームから
電子申請を行う。

STEP 2



審査終了後、
オンライン決済

STEP 3



入金確認後、
許可書等を受領

豊田市ホームページで詳細を確認してください。

<屋外広告物許可申請>

<http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/machizukuri/keikan/1051408.html>

<特例屋外広告業届出>

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/machizukuri/keikan/1005262.html>

【問合せ】

豊田市役所建築相談課まちづくり担当

電話 0565-34-6649

メール keikan@city.toyota.aichi.jp

